

2006年7月14日

日・EU ビジネスダイアログ・ラウンドテーブル

パート I

BDRT 2006 提言

1. はじめに
2. 日・EU が早急に求められる行動
3. 更に広範で、深みがあり、活性化した協力関係を目指して
4. 長期的視点

パート II

BDRT : WTOに関する共同宣言

パート III

1. ワーキングパーティからの提言ハイライト
2. 提言項目
 - WP 1 貿易と投資
 - WP 2 会計および税制問題
 - WP 3 情報通信技術
 - WP 5 生命科学とバイオテクノロジー

<仮訳>

BDRT 2006 年度の提言

パート I

1. はじめに

日・EU ビジネスダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT) は、2006 年 7 月 13・14 日に東京で年次会議を開催し、小林陽太郎氏およびジョルジュ・ジャコブ氏が共同議長を務め、二階俊博経済産業大臣、塩崎恭久外務副大臣、遠山外務大臣政務官、古屋範子総務大臣政務官、EU 側からは、欧州委員会副委員長（企業・産業担当）ギュンター・フェアホイゲン氏のご臨席をいただいた。

今年の年次会議は、2006 年 4 月 24 日の重要な日・EU 首脳協議後の開催となった。首脳協議では、現在の新たな環境下において、日本および EU は、グローバルパートナーとして、多極的レベル同様に二極的レベルにおいても、緊密な相互協力を一層発揮すべきとの点で合意をみた。

日・EU 首脳協議で双方首脳は、エネルギー市場が一層複雑さを増し、エネルギーの安全確保が政策運営において重要な要素となってきたとの見方を共有した。また、双方首脳は、物品およびサービスに関する市場開放に関して合意に至ることの重要性、並びにドーハ開発アジェンダの流れに沿ったルールを強化することの重要性を確認した。

従って、今年の BDRT 会議では、日・EU 両政府関係者のご臨席および十分なお参加を得て、官民両部門間でのオープンで实际的で且つ深掘りした意見の交換に最大限注力するとともに多くの時間を費やした。

以下の 4 点が討議の焦点となった。

1. 地球規模での競争：共有する困難と経験
2. 知的財産権と模倣品問題
3. エネルギー問題をはじめとする地球規模での資源問題
4. M&A と規制環境

2. 日・EU が早急に求められる行動

2001 年の「日・EU 協力のための行動計画」の開始以来、経済協議、双方向投資の促進、知的財産権（IPR）、情報通信技術（ICT）、エネルギー環境の変化、規制改革ならびに地球環境問題に関しては進展が見られた。2006 年 4 月に行われた日・EU 首脳協議では、同行動計画の実践を満足のいくものと評価した。

BDRT では、主要経済課題に関する日・EU 間での対話の増加は、日・EU 間でのより好ましい事業環境を構築するのに貢献したと留意している。しかしながら、一定の分野において事業機会を創造するには、双方の専門家による対話を越えた具体的な行動が必要であると強く感じており、BDRT としての提言を纏め上げた。

(1) 二重課税の回避および移転価格税制に関連する遵守費用の低減

- ・ 新日英租税条約に倣い、日本と他の加盟国間における、時代にそぐわない租税条約が改正されることを望む。
- ・ EU 政府は、EU 加盟国が日本当局と、EU 加盟国間で設立された共同移転価格フォーラム（JTPF）のような共同フォーラムを形成するよう支援すべきである。

(2) LS/BT のイノベーションの真の社会便益への円滑な移転

- ・ 産学官の連携の下、様々な視点に基づき、“LS/BT に関する一般の理解促進計画”を策定し、政府の強いイニシャチブにより実行すること
- ・ R&D 環境を整備すると同時に公的に管理された価格システムのもとでの価値を反映した価格政策により、医薬品などのヘルスケアバイオのイノベーションを促進するための政府と産業の対話のメカニズムを確立すること。

(3) 情報通信技術

- ・ 重要インフラ等の社会システムの信頼際・安全性の向上にむけた情報共有/対話の促進を図るべき。例えば、個人情報および個人資産の保護のためのバイオメトリックス技術等の普及促進が想定される。
- ・ ICT の活用による社会的課題の克服、次世代を見据え ICT を最大限活用した教育環境の実現等に関する両国共通課題の解決に向けた取組み
- ・ 次世代ネットワーク、デジタルホーム等、ICT 分野における技術開発・国際標準化の促進に向けた両国の連携強化
- ・ デジタルコンバージェンス促進に向けた規制緩和や、市場の開放、更なる競争の促進等、両国における規制環境整備

・

(4) 知的財産権と模倣品問題

- ・ 模倣品および海賊品の拡散防止を中心とした知的財産権保護を徹底するための国際ルールの確立
- ・ アジア地域等における権利侵害問題への対応強化や、著作権保護と利用者利便性のバランスをとったコンテンツ保護の実現のための協力

(5) 共同研究・共同開発

- ・ バイオ化学、バイオ材料および/またはバイオ燃料

BDRT では、作業プログラムを設計し実施するために政府関係者およびその他専門家と緊密に連携する用意があり、両政府が直ちに必要な主導権を発揮するよう要望する。

3. 更に広範で、深みがあり、活性化した協力関係を目指して

先日の日・EU 首脳協議では、次回首脳協議までに行うべき優先度の高い行動が合意されたが、その中で、「万人のためにグローバル化の活力を活かした経済・貿易関係の強化」が目標の一つとなっている。

BDRT では、2003年に、FDI 強化協定の交渉、外国直接投資の増加を促進・助長するための相互努力の枠組みの構築、および、以下の4分野に焦点を当てることは、懸案となっている課題を解決するのに効果があり、また、そのための実際的なステップになると提言した。

- 1) 親子会社間での配当支払や、関連会社間での利子やロイヤルティの支払に際しての源泉税等の税金関連の投資障壁の撤廃
- 2) 人や資源の円滑な移動を通しての事業展開の促進
- 3) 税中立の国境を越えた会社再編の促進
- 4) 規制改革の推進

BDRT の究極の目標は、両地域間での更に広範で、深みがあり、活性化した協力関係を構築することである。従って、BDRT では、新たな世界経済状況およびドーハ開発ラウンドでの成果を更に考慮するために、10年に及ぶ「日・EU 協力のための行動計画」の中期的再評価へと進む時期になったと信じる次第である。このプロセスには、今日の産業が直面している多くの挑戦を反映させるために、民間部門を是非とも参画させるべきである。

主たる目的に向けて BDRT が最初に取り組むステップは、この課題に取り組むことを使命とするワーキングパーティを立ち上げ、「FDI 枠組み協定」の内、現在までのところ大きな進展の見られていない提言項目の背景や理由について精査していくことである。その調査研究の結果に基づき、BDRT としては、新たな協力範囲が示唆される日・EU 関係の新たな時代へ到達するためのあらゆる方法の可能性について検討を進めていきたい。これには、日・EU 間で WTO へのコミットメントに沿って経済連携の種々の形態に関する議論を開始する可能性も含まれる。

更に、BDRT では、WTO ドーハ開発アジェンダで成功裏の結論を出すことは、喫緊且つ最大の貿易優先課題であるとの見識を有しており、毎年、政府関係者に満足のいく結論に到達すべく最大限の努力をするよう要請する提言を行っている。

BDRT は、双方の政府関係者に、これらの提言の実現にむけて強力な支援を要請する。

4. 長期的視点

20 世紀に、人類は驚異的な経済発展を遂げた。しかしながら、21 世紀になって、持続可能な発展に脅威となりうるような種々の課題に直面しており、具体的には以下の事項が挙げられる。

- BRICs と称される新興経済勢力の台頭
- 環境問題と地球温暖化効果
- 石油価格の急騰
- 世界貿易および投資秩序の不確実性、並びに FTA（自由貿易協定）、RTA（地域貿易協定）および EPA（経済連携協定）の展開
- 知的財産価値に対する配慮の欠如
- 情報技術の適正使用
- 貧富間でのギャップの拡大
- 事業および人双方にとってのセキュリティ問題の増加
- 世界の文化面での衝突

世界の主要制度は、第二次大戦以来変更されていない。BDRT メンバーは、世界的な種々の新たな挑戦に対応するための制度的欠陥について取組む必要性があると感じている。BDRT では、産官学から成る研究グループを設置して、3年以内に具体的な提案をすることを検討すべきであると考えている。

パート II

BDRT : WTOに関する共同宣言

1. BDRT は、これまで累次にわたり多角的自由貿易体制の強化とドーハ開発アジェンダ (DDA) への強い支持を表明し、欧州委員会及び日本政府に対して同アジェンダの野心的な妥結に向けて推進するよう求めてきた。

しかしながら最近の交渉の経緯を見ると、DDA の交渉が必ずしも我々が期待するよう進展せず、我々は、交渉が不調に終わるのではないかという危惧さえ感じている。残された時間は少ない。BDRT としては、欧州委員会及び日本政府が年内の合意実現を目指して最大限の協力を傾注するよう強く求めるものである。
2. 世界の貿易状況を見ると、各地で自由貿易協定の動きが顕著となっている、DDA の交渉が不調に終わる場合には、FTA の多角的な自由貿易体制との整合性の確保が困難となるおそれがある。DDA において野心的な結論に合意することができれば、二国間協定が乱立することによる混乱のリスクを軽減することができるだろう。
3. BDRT は、工業製品の関税及び非関税障壁の削減、あるいは、可能であれば撤廃、に強い関心を懐いている。非農産品市場アクセス (NAMA) 交渉に関して、BDRT は、OECD 諸国と新興国においてタリフピークを軽減し関税構造を下方に調和させるというスイス・フォーミュラを支持する。BDRT は、産業界による自発的な分野別イニシアティブの可能性を歓迎する。これにより、関税の軽減または撤廃を通じて自由貿易がさらに促進されることとなる。BDRT は、途上国に対して特別かつ異なる待遇を行うことがモダリティーには必要であると考えるが、同時に過剰な柔軟性を行使することで、実質的な市場開放の達成という目標と南南貿易の促進が損なわれることのないよう配慮すべきである。
4. サービス貿易は DDA の重要な柱の一つである。サービス交渉は 2005 年 12 月の香港閣僚会議で WTO 加盟国は GATS オファーを大幅に改善すべく多角的な分野交渉を行うことで合意した。OECD 諸国と新興国の間でサービス貿易の真の市場開放という BDRT の目標を達成するには、この分野で進展が必要であり、他の交渉分野と同様に大いなる進展を目指すべきである。すべての WTO 加盟国はこの条約の交渉に重要な利害関係を有しており、サービス貿易の自由化に向けて実質的なオファーを示すべきである。先進国経済に占めるこの分野の重要性を考えると、サービス市場へのアクセス向上は、新興国、途上国、先進国に同じように新たな展望を開くものである。

5. 農業問題は交渉の成果を左右する DDA の重要な要素である。輸出競争に関する輸出補助金等の撤廃については、交渉がかなりの前進を見たが、市場アクセス及び国内支持政策については、未だかなりの意見の相違がある。BDRT は、すべての主要国による農業問題での交渉の進展を強く要請するものである。
6. BDRT は、貿易円滑化に関して意欲的かつ具体的なルールの進展を支持する。反ダンピングなどのその他のルール問題は、DDA に不可欠の重要な部分であり、効果的な取組みが必要である。BDRT はその他のシンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達の透明性）が DDA の交渉の対象から外されることは残念であるが、WTO でこれらのイシューを引き続き取り上げていくことを求めるものである。
7. BDRT は、これまで発展途上国の懸念を取り除くため、先進国が発展途上国のキャパシティ・ビルディングに協力し、市場アクセスなどの面で成果を出し、後発開発途上国が積極的に DDA に参加できるように努力を続けることを強調した。我々は、すべての WTO 加盟国が引き続きこの点真剣に取り組むべきであることを強調したい。
8. BDRT は、貿易問題において豊かな経験と優れた資質を持つ Pascal Lamy 氏が WTO の事務局長として DDA の成功に向けて優れた指導力を発揮することを期待する。しかしながら、すべての交渉項目において野心的でバランスのとれた妥結を達成するための究極な責任の所在は WTO 加盟国にあることを認識している。
9. 今次ラウンド交渉は、21 世紀にふさわしい新しい貿易ルールを確立する上で極めて重要な役割を果たすものである。これからの半年間は、DDA を成功に導く最後のチャンスである。EU と日本が緊密に協力して関係国を説得して、DDA の成功に向けてリーダーシップを発揮していくことを心から願うものである。

パートⅢ

ワーキングパーティからの提言ハイライト

BDRT の総てのワーキングパーティでは、2005 年 BDRT 提言に対して両当局から提供されたプログレスレポートを精査し評価を行った。小項目を含めて全 94 項の内、46 項目 (49%) は進展ありと評価され、同数の 46 項目は進展なし、そして残る 2 項目は評価不能との結果であった。大きな特徴は、上記 94 項目の内 87 項目が、視点の変更の有無を含めて 2006 年の提言に含められて再提出されることになっていることであり、このことから、認識された進展は、部分的なものが大半であることが分かる。BDRT としては、両当局に更なる努力と行動を継続するよう要望する。

BDRT では、貿易と投資、会計および税制、情報および通信技術、WTO、並びに生命科学とバイオテクノロジーに関するワーキングパーティからの報告について審議および討議を行った結果、今年は全部で 99 件の提言を提出することを決定した。持続可能な発展 (WP6) については、昨年地球温暖化に関する 6 項目の提言を行い、一定の進展がみられたが、BDRT としては、更なる進展が見られるよう引き続き両当局へ努力と行動の継続を要望する。

貿易と投資

投資収益の最適化は、日本・EU間の貿易の流れを刺激する上できわめて重要です。従って、我々は双方の政府に対して、二重課税の回避、移転価格税制にかかわる法令遵守コストの削減、投資資本参加免税制度の実施を促すものです。改正日英租税条約は、日本政府とEU加盟諸国政府間の統一的租税条約交渉において、その見本のひとつになり得るものです。

我々は、日本・EU間で規制改革に関して緊密な対話が継続的に行われていることを歓迎します。しかし、製品・サービスに関する不合理な認可手続きを全面的に廃止するには、なお一層の努力が必要です。新基準導入にあたって新たな貿易障壁が発生するのを避けるため、両政府が相互の意見を集約するためのメカニズムを整備しなければなりません。

BDRT は、過去 1 年間の実質的な前進を評価しますが、日本・EU間の投資と貿易に対する未解決の構造的障壁を排除するには、すべての提言の実施を加速化することが重要であるという立場を引き続きとっています。

会計と税制問題

会計の分野で、資本市場のルールセッティングの観点から、BDRTメンバーは、コンバージェンス、資本市場の諸ルール形成への関与及び企業結合会計に関連する提言をまとめた。特に強調すべきポイントは以下の通りである。

- ・コンバージェンスを加速する為、日米欧間で有益な対話を持つこと
- ・企業結合用会計基準を再考すること

また、税の分野で、投資の促進の観点から、BDRTメンバーは、以下のポイントに関する提言をまとめた。

- ・EU加盟国に移転価格税制等も含めた共通の条約締結の推奨
- ・連結納税制度、タックスヘイブン税制等に係る迅速かつ柔軟な対応

情報通信技術

2006年、日本政府は「IT新改革戦略」と「第3期科学技術基本計画」を策定した。また、欧州委員会は、2000年に策定したリスボン戦略の中間見直しを行い、「i2010(European Information Society 2010)」プログラムを策定、実行フェーズに移した。BDRTメンバーは、日・EUのこれらのプログラムが、個々人の豊かさを実現する高度ICT社会を実現するために、確実に実施されることを期待する。

BDRTメンバーは2006年度の提言作成にあたり、両政府のプログラムをふまえ、「ICT利活用がもたらす社会的利益」、「セキュリティ（電子政府を含む）」、「国際標準化を目指した研究開発の協力」、「ICTの力強い発展を促す規制環境の整備」、「知的財産権戦略」について討議した。その結果、日EU民間企業が上記取組みを進めるにあたり、具体的な18項目の課題について両政府の連携による積極的な取り組みが不可欠であるとの結論に至った。主な内容は以下の通りである。

- ・ICTの活用による社会的課題の克服、次世代を見据えICTを最大限活用した教育環境の実現等に関する両国共通課題の解決に向けた取組み
- ・次世代ネットワーク、デジタルホーム等、ICT分野における技術開発・国際標準化の促進に向けた両国の連携強化
- ・デジタルコンバージェンス促進に向けた規制緩和や、市場の開放、更なる競争の促進等、両国における規制環境整備

生命科学とバイオテクノロジー

2002年に政府が発表したライフサイエンス/バイオテクノロジー（LS/BT）の振興に関するアクションプランが実行されており、BDRTメンバーはこれまでの進捗を評価している。2006年には、日本で第3期科学技術基本計画がスタートし、EUでも第7期フレームワークプログラムが最終的に採択される。BDRTメンバーは両政府がこれらの計画の実行にあたり、LS/BT分野を優先させるようお願いする。

また、BDRTメンバーは、社会に対するLS/BTの便益を円滑に実現することを目指し、総合的に取り組むために「国のLS/BT理解推進計画」を策定することを提案する。これにより、工業バイオや植物バイオで最も重要と考える、遺伝子組換え体（GMO）の現状での規制枠を適切に実行が促進されることが期待できる。

EUと日本においては、高齢化と経済の低成長に直面しており、「イノベーション」をてこにした新しい経済成長とヘルスケアコストの管理に着目した戦略的取り組みについて議論がおこなわれている。ヘルスケア製品、特に医薬品についての、イノベーションを促進する価格政策は、国民のQOLの向上とともに、ヘルスケアコストの効率化にも貢献できる。BDRTメンバーは政府要人と産業の代表がひとつのテーブルで産業の振興と価格政策のバランスを達成するために議論をする対話ためのフォーラムを奨励する。「ヘルスケアの支出」について、「コスト」から「投資」へ視点を変えることが最初のステップかもしれない。

貿易と投資

【共同提言】

1-EJ-1 外国直接投資の促進に関する枠組み合意をフォローアップするための具体的かつ集中的な取り組み（共同提言）

1. EU および日本の政府首脳は、2004 年東京で開催された EU-日本サミットにおいて採択された「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」をフォローアップし拡大すべきである。さらに、EU-日本間の投資促進に実質的影響力のある具体策が作られるべきである。
2. その具体策は評価可能であるべきで、次の 4 つの優先課題、すなわち「投資の成果に対する保障」「迅速な事業展開の支援」「事業再編の支援」「規制改革の推進」を重点課題とすべきである。
3. その進捗状況は、EJBDRT および、一般市民に定期的に報告されるべきである。

1-EJ-2 投資の成果に対する保障（共同提言）

(1) 二重課税の回避

1. 日本および欧州の政府は、子会社から親会社への配当の支払い、また関係会社間の使用料（ロイヤルティ）と利子の支払いに対する源泉税を、可能な最大限の範囲で免除すべきである。さらに、日本政府は、こうした免除の結果生じる外国税控除限度額の縮小を回避する措置を導入すべきである。
2. 欧州委員会は、第三国との二国間租税条約の締結に取り組んでいる EU 加盟国との協力を促進すべきです。日本政府は、時代にそぐわなくなった EU 加盟国との全ての二国間条約を大幅に改正する努力をすべきです。さらに、日本が二重課税条約をまだ締結していない EU 加盟国との交渉開始を特に優先すべきである。

(2) 移転価格に関連するコンプライアンス・コストの低減

国際的に移転価格制度を簡素化・合理化し、移転価格に関連するコンプライアンス・コストを低減させることは、EU と日本の企業の国際競争力の強化につながります。両政府は、以下の目的のため、EU 加盟国間で設立された共同移転価格フォーラム（JTPF）のような共同フォーラムを立ち上げるべきである。

1. 様々な移転価格税制の順守に要するコストを低減するため、EU・日本間、EU 加盟国間で解釈や文書化要件を共通化・簡素化すべきである。
2. EU 加盟国と日本との間の二国間および多国間の事前価格合意（APA）の手続きを改善し、費用をかけずに容易に APA の合意が行えるようにすべきである。また、EU 加盟国と日本政府間の APA 取得を容易とするため、JTPF における APA 取得手続きに関する情報・進捗状況を、日本政府・BDRT に提供すべきである。

(3) 資本参加免税

EU とその加盟国および日本の政府は、EU・日本間の直接投資を促進するために、中長期的目標として、資本参加免税制度の導入および／または拡大を検討すべきである。

1-EJ-3 迅速な事業展開の支援（共同提言）

(1) 人的資源移動の円滑化、迅速化

1. 社会保障保険料

各政府は、社会保障条約を速やかに締結し、企業内転勤者による本国と滞在国の社会保障制度への保険料二重払いを回避するための措置を導入すべきである。さらに、各政府は、滞在国が片務的に保険料を免除する形か、海外在住者が本国へ帰国する際に、滞在国で支払った年金保険料が全額払い戻される形の暫定措置を導入すべきである。

2. 労働滞在許可

両政府は、EU・日本間の企業内転勤者の労働滞在許可（または自営業主の滞在許可）の取得手続きを簡素化・迅速化する事に合意すべきである。また、労働滞在許可や自営業者の滞在許可を赴任国への入国後に申請できるようにすべきである。さらに、配偶者にも、労働滞在許可や自営業者のための滞在許可など、当該許可保持者と同じ権利を到着時に付与すべきである。

日本政府は、ビザを保持する外国人に対して、出国の際は在留資格を放棄し外国人登録証を返納するよう義務づけているが、これを廃止すべきである。現行の制度では、再入国する場合には別途に再入国許可を申請し取得しなければならない。これを改め、ビザが発行された時点で、自由に出国し再入国することが自動的に認められるようにすべきである。

(2) 情報保護：国際データ移転

1. 日本の個人情報保護法は、EUの個人情報保護法がEU加盟国から日本への個人情報の転送を許可するにあたって義務づけている保護レベルを満たすよう、修正されるべきである。
2. EUは、情報管理者と情報処理者の間の現行の標準契約条項について、今日のビジネス慣行・経験に照らして、実行可能で柔軟性の高い契約条項であるかどうか再検討すべきである。

1-EJ-4 法制・税制上の観点からの事業再編の支援（共同提言）

1. EUと日本で進んでいる会社法改正は、株式交換や資産移転を伴うEU・日本間の国境を越えた円滑な事業再編を容易にするような内容で実施すべきである。
2. 株式交換や資産移転を伴う再編を含む事業再編から生じる含み益に対する課税猶予の範囲を拡大するため、税法を改正すべきである。

1-EJ-5 規制改革の推進（共同提言）

EUと日本は、製品・サービスに関連する不合理な認可手続きを廃止し、製品の基準・認証・届出の相互承認を今後も推進していくべきである。新たな基準の導入に際しては各政府が相互に協力し合い、基準の収斂（コンバージェンス）を確保し、将来的に貿易障壁をつくらないようにすることも重要である。

この実現に向けた最善の方法は、継続中の日・EU 規制改革対話を通じて取り組みを進めることである。また、医療機器、動物の健康、食品安全など専門性の高い分野の自由化を促進するため、必要に応じて、主体となる作業部会の下に高度な知識を持つ専門家の小グループを設置することも考えられる。

1-EJ-6 企業統治（共同提言）

企業統治と企業情報開示に関する規則の適用には、EU 内で一貫性を持たせるべきである。また、日本と EU の両方で事業活動を行う企業が 2 つの企業統治基準に準拠しなくてよいようにする必要があり、すなわち、母国の企業統治基準と所在地国の企業統治基準の両方に従うことを企業に課すべきではない。母国の企業統治基準にのみ準拠すればよいようにすべきである。

【対日政府提言】

1-J-1 外国会社の法的存在に関する安定した規則の整備（EU 側からの提言）

日本政府は、日本において支店形態で事業を行う外国会社に関する法的確実性を確保するため、会社法第 821 条の見直しを含め、あらゆる手段を講じるべきである。また、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が事前の通知や協議を伴わずに変更されることのないよう、措置を講じるべきである。

1-J-2 断固たる改革による経済成長の促進（EU 側からの提言）

景気回復を維持するため、日本政府は構造改革課題への取り組みを継続することが重要である。現在の経済情勢は、日本がその野心的な改革目標を存分に実現する、またとない機会をもたらしている。

1-J-3 海外投資を支援するための法制・税制の現代化（EU 側からの提言）

日本政府は、2007 年 5 月に導入される三角合併の仕組みのもとで行われる株式交換に対し、日本株式のみが関与する株式交換と同様の取り扱いを確保すべきである。三角合併によって生じるキャピタルゲインを課税猶予の対象とすべきである。

1-J-4 優れた企業統治の促進による開放性の向上（EU 側からの提言）

政府は、企業が既得権益を不当に確保することを強制的に抑止することにより、透明性の高い企業統治を促進すべきである。経済産業省と法務省が策定した買収防衛策に関する指針は、理にかなった内容であり、この指針に法的拘束力を持たせるべきである。

1-J-5 官民パートナーシップの推進（EU 側からの提言）

PFI（民間資金等活用事業）／PPP（官民パートナーシップ）制度の活用を通じて、公共サービスの提供における民間部門の関与をさらに高めるよう促すべきである。

1-J-6 日本郵政公社の民営化（EU 側からの提言）

ワーキングパーティは、郵政民営化問題において改善が見られたことを喜ばしく思うとともに、政府に対し、日本郵政公社の中核 3 事業（保険・貯金・郵便）において、民営化の全プロセスを通じて、競合する民間事業者に対する公平な競争条件を確保するよう奨励する。持ち株会社

と事業会社（郵便事業、郵便貯金、郵便保険、窓口ネットワーク）の間の株式の持ち合いは認めるべきではない。これは、2017年の完全民営化後のグループ一体経営を可能にし、内部相互補助による金融商品が市場に投入される恐れがあるからである。郵政公社に対する規制は他の事業者と同等にし、独占が許されるのは基本的な郵便事業のみに限定して、独立した機関が規制を行うべきである。

1-J-7 規制改革による事業展開の促進（EU側からの提言）

日本政府は、新たに設置した「規制改革・民間開放推進会議」に対し、政府の「規制改革3か年計画」を実施するためのさらなる権限を付与すること、そして「規制改革特区」構想を拡充することにより、規制改革プログラムを強化すべきである。日・EU規制改革対話の枠組みの中で示される規制改革に関する提言や、在日欧州ビジネス協会（EBC）など欧州の経済団体から示される提言に特に注目すべきである。

1-J-8 規制プロセスにおける透明性と一貫性の確保（EU側からの提言）

日本の規制当局は、課税に関連する規制も含め、規制の透明性と一貫性を向上させるために一層の努力を行うべきである。新たな法律が制定された場合には、その法律に関する具体的な指示を遅滞なく出すべきである。大まかな計画ではなく詳細な計画について意見を述べる機会を産業界に与えることで、パブリックコメント手続きを有意義なものにすべきである。

1-J-9 日本の食品添加物リストの改革（EU側からの提言）

厚生労働省が2002年12月19日に薬事・食品衛生審議会に報告した46品目の食品添加物のうち、依然として認可されていない残り43品目について、遅滞なく検討を行い、日本での使用を認めるべきである。食品安全委員会は、認可に向けたスケジュールを公開すべきである。

1-J-10 日本における医療機器認証への海外治験データ活用の促進（EU側からの提言）

日本で販売される医療機器認証のための申請手続きは、簡素化されるべきである。日本政府は、1997年というかなり前に厚生労働省が公布したガイドラインを踏まえて、海外で獲得した臨床データを無条件で受け入れるべきである。

1-J-11 欧州・日本間の航空運賃の設定における柔軟性の向上（EU側からの提言）

航空会社が、インターネットを含む顧客へ直接的に判りやすいやり方で、運賃を提供できるよう、航空運賃の販売、価格設定、決済方法について規制緩和すべきである。

1-J-12 在留外国人の日本出入国の容易化（EU側からの提言）

日本政府は、ビザを保持する外国人に対して、出国の際は在留資格を放棄し外国人登録証を返納するよう義務づけているが、これを廃止すべきである。現行の制度では、再入国するには別途に再入国許可を申請し取得しなければならない。これを改め、ビザが発行された時点で、自由に出国し再入国することが自動的に認められるようにすべきである。

1-J-13 電気通信分野における市場原理の強化 (EU 側からの提言)

日本は、電気通信分野の規制環境における制度構造を改善すべきである。また、商業的関心からも政府からも独立した規制機関を設置すべきである。細かい点の管理に重点を置くのではなく、経済効率、技術革新、投資、有効な競争の促進を目的とした、明確なマクロレベルの経済的基準に基づくべきである。

1-J-14 航空機調達における市場メカニズムの強化 (EU 側からの提言)

1. 日本政府は、日本の航空会社が複数の航空機メーカーから（100 席以上の）大型民間航空機を購入する様、奨励すべきである。歴史的な背景が、今日のゆがめられた市場メカニズムを形成してきている。その結果として、日本の航空会社は、単一航空機メーカーからほぼ独占的に購入している。
2. 日本政府が他の航空機メーカーからの大型政府公用機購買を検討する事により、政府として、複数の航空機メーカーから購入することの利点を航空業界に指し示すべきである。

1-J-15 民間航空機の開発・生産における EU・日本間の協力推進 (EU 側からの提言)

日本政府は、現在、日本の製造会社と米国の製造会社の間にある民間航空機の開発における協同プログラムと同じレベルの支援を欧州企業に提供することにより、公正な競争を促進すべきである。欧州企業は、日本の製造会社に利益をもたらし、かつ、その強さを活かすことができる技術、ノウハウ、そして生産・管理テクニックの提供が可能である。

1-J-16 CFC 税制 (タックス・ヘイブン税制) の改正 (日本側からの提言)

日本の CFC 税制 (いわゆるタックス・ヘイブン税制) に関し、次の 3 点の実現を求める。

1. 再投資資金に対する適用緩和
2. CFC 税制の適用対象となるか否かに関する予見可能性を高めるための制度改善
3. 適用除外要件の見直し

【対 EU 政府提言】

1-E-1 税制に関する EU の政策 (日本側からの提言)

1. 欧州委員会と EU 加盟国は、CCCTB WG (共通の連結法人税課税基礎に関するワーキンググループ) が現在行っている作業を支援し、共通の連結法人税課税基礎を早急に実現すべきである。

CCCTB WG は 2007 年末までにその作業を完了させ、欧州委員会は 2008 年中に包括的な共同体立法措置を提示すべきである。

2. 合併指令 (90/434/EEC)

- (a) 合併指令の適用範囲を拡大し、グッドウィル（営業権）移転時の含み益を課税繰り延べの対象とすべきである。
 - (b) 合併指令の適用範囲を拡大し、不動産その他の無形資産の移転を課税繰り延べの対象とすべきである。
 - (c) 一部の加盟国が課している株式の長期保有義務を廃止すべきである。
3. EU 移転価格文書化（EU TPD）に関して、EU とその加盟国は、企業が誠意を持って時宜にかなった方法で EU TPD を提出した場合には、ペナルティー（すなわち、文書化の要件の不履行に関連するペナルティー、移転価格調整に関連するペナルティーや利息）を免除することを約束すべきである。EU とその加盟国は、誠意のある企業と脱税をしようとする企業を同等に扱うべきではない。EU TPD が誠意を持って作成された場合にもペナルティーを科せば、EU 単一市場に望ましくないゆがみが生じかねない。
 4. 付加価値税（VAT）は EU 共通の税制であるが、その内容は加盟国間で大きく異なる。このため、企業にとって VAT の集中管理が極めて困難となっている。EU とその加盟国は、VAT の簡素化と調和化を図るべきである。その結果、企業は、自社が事業活動を行うそれぞれの国の VAT 制度について専門知識を持つ人を雇用する必要がなくなり、VAT の集中管理が容易になる。
 5. 欧州委員会と EU 加盟国は、国境を越えた損失と利益の相殺が行えるよう、迅速に取り組みを進めるべきである。

1-E-2 EU の会社法政策（日本側からの提言）

1. 我々は、国境を越えた株式会社の合併に関する欧州議会・理事会の指令（第 10 号会社法指令）の採択を歓迎する。加盟国は、2007 年 12 月 15 日の期限までに、同指令に基づき国内法を施行すべきである。
2. 有限会社が清算や法人設立を伴わずに国境を越えた登記住所の移転を行うことを可能にする第 14 号会社法指令に関して、早急に成案を提出し、採択・実施すべきである。
3. 欧州非公開会社法の導入を短期的な優先事項として実現すべきである。

1-E-3 在欧邦人移動の円滑化（日本側からの提言）

長期在留資格に関する指令 2003/109/EC については、国内法施行の期限が過ぎた。我々は、各加盟国における実施状況について、欧州委員会から報告を受けることを期待している。

また、この指令は英国・アイルランド・デンマークでは適用されない。したがって、英国は EU 諸国の中で在留日本人が最も多いにもかかわらず、同国の在留日本人はこの指令の恩恵を受けられない。英国政府は、在留日本人がこの EU 指令の恩恵を受けられるようにするために措置を講じるべきである。

今後の政策に関しては、我々は、第三国の高度熟練労働者の受け入れ条件に関する指令案を 2007 年に提出する計画について、欧州委員会から報告を受けることを期待している。指令案には以下の事項を盛り込むべきである。

- 企業内転勤者の労働滞在許可や自営業者の滞在許可を赴任国への入国後に申請可能にすること
- EU 域内の移動に関する規定
- 配偶者が許可保持者と同等の権利または類似した権利を到着時点で付与されることを可能にすること

1-E-4 年金にかかる二重課税の廃止（日本側からの提言）

欧州委員会と EU 加盟国は、職業年金と補足年金に関連する二重課税を早急に解消すべきである。

1-E-5 共同体特許の実現（日本側からの提言）

欧州共同体特許に関する理事会規則案を早急に採択・実施すべきである。我々は、欧州委員会が講じる次の措置を期待している。

1-E-6 偽造品・海賊版・密輸品対策（日本側からの提言）

我々は、EU と第三国における偽造品・海賊版・密輸品の撲滅に向けた EU の取り組みを歓迎する。こうした取り組みを今後も継続・強化すべきである。

1-E-7 EU 経済の競争力（日本側からの提言）

1. EU は、国際競争の最前線にあり、本来ならば保護ではなく競争刺激を必要とするはずの一部の産業分野を、高い関税を課すことによって保護している。こうした保護策は、それらの産業分野の国際競争力を高めるどころか、むしろ低下させている。しかも、その結果として不運にも高い商品を買わされているのは、EU 内のユーザーや消費者にほかならない。EU は、リスボン戦略の目標を踏まえ、以下の産業分野にさらなる競争を導入することにより、EU 経済の競争力を強化すべきである。

AV 製品

情報技術（IT）、通信、オーディオビジュアル（AV）のダイナミックな融合が進む中、EU 内のユーザーと消費者が技術革新の恩恵を受け、これらの分野の世界的な発展に貢献するためには、新しい AV 製品の迅速かつ広範な普及が不可欠である。現在、AV 製品には最高で 14 パーセントの関税が課されており、世界的な発展を妨げる障害となっている。

乗用車

世界貿易に占める比率が高い自動車・同部品については、先進国が率先して貿易自由化に取り組むべきである。特に、EU の乗用車関税 10% は他の先進諸国と比較しても高く、撤廃或いは大幅削減されるべきと考える。貿易自由化の促進は、輸出機会拡大や優れた部品を低価格で域外から輸入することによる技術革新など、欧州の自動車産業の競争力強化にもつながる。

2. 関税分類は、輸入時の製品の主たる機能を踏まえて適切、迅速かつ透明性をもって行われるべきである。EU では、品目表の解釈の不安定性から、輸入者にとって分類結果の予見性が確保されないケースが依然として散見される。

(例：フラットパネルディスプレイの関税分類)

1-E-8 欧州新化学規制 (REACH) (日本側からの提言)

EU 議会において現在審議中の欧州新化学規制案については、過度な負担を企業側に強いることのないようにすべきである。

1-E-9 EU の意思決定システム (日本側からの提言)

EU とその加盟国は、意思決定の迅速化を図るために制度改革を推進すべきである。特に法人課税に関する意思決定では、加盟国間の課税政策のばらつきが国境を越えた事業活動を妨げる可能性のある分野については、理事会による全会一致という要件を廃止すべきである。

会計および税制問題

2-EJ-1

欧州委員会の米国に関する決定は EU に欧米相互の権利に重きを置いた努力を促してきたが、コンバージェンスに向けての進展を加速する為、我々は欧州委員会にこの問題に関する日米欧の関係者が相互に有益な対話を行うことを確かにすることを要望する。

2-E-1

2005 年 1 月 1 日、欧州連合の排出権取引スキームがスタートした。我々は、出来るだけ早く排出権の問題を解決することが出来るよう、欧州委員会に IASB が、IAS 37(引当金、偶発債務及び偶発資産)の修正及び IAS 20(政府補助金の会計処理及び政府補助の開示)の研究を促進するように要請する。

2-E-2

我々は、会計基準設定者との対話において、企業結合会計等の会計基準が、企業経営上の分かり易さ、健全性を考慮に入れるというニーズや、のれんの減損処理に加えて、償却処理を必要とする会計基準の適用の可能性も鑑みて検討されることが確保されるよう要望する。

2-E-3

我々は、過度の公正価値測定が IFRS に導入されることには慎重であることを要望する。公正価値測定は、経済的安定性、成長性の阻害要因となる誤解を招くボラティリティを財務諸表上に生じさせてしまう。IFRS において公正価値の重要性を更に充実することを決定する前に、IASB において徹底した概念面での議論が必要であると考ええる。

2-E-4

我々は、以前「業績報告プロジェクト」と呼称されていた財務諸表の表示に係る公開草案が、本件に係る日欧の企業・投資家の関心が特に強いことから、慎重な審議を経て公表されるよう要望する。

2-EJ-2

財務報告に関する内部統制の導入について現在検討がなされている。内部統制を承認する前に、我々は、両政府に対し、コストベネフィットのバランスや、内部統制の監査と財務諸表の監査との間の相互作用に留意しながら、内部統制の役割を十分にかつ徹底してステークホルダーと議論することを要望する。

2-EJ-3

我々は、資本市場関連のルール設定等の透明性を向上させる為、また、市場参加者のコスト及び規制関係者の負担を削減する為、資本市場における国際的ルールの設定、改訂に際して、我々が貢献出来る機会が与えられることを要望する。

税制に関する問題

2-EJ-4

我々は、EU 単一市場の便益を十分に享受する為、EU 各国が日本と共通の租税条約の合意をすることを要望する。

2-J-1

我々は昨年、日本政府に現行、子会社の繰越欠損金の持込みについて制限があるが、この子会社繰越欠損金の持込の容認、連結納税の開始或いは加入に伴う資産の時価評価の免除、連結グループ内(連結完全支配関係がある連結法人に対する)寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望した。

2-EJ-5

EU 各国と日本との緊密な経済関係を考慮し、日欧間の相互の投資を積極的に促進する為に、日米租税条約並みに配当、利子及び使用料等の支払いに対する源泉地国課税を大幅に軽減することを要望する。

2-EJ-6

我々は本邦における移転価格課税の納税者への過大な負担を避ける（事前の国際的な2重課税防止）為、課税処分が行われる前に、相手国である相互協議当局との事前の準備、対応を求めることが出来るよう要望する。

2-J-2

我々はコンバージェンスの進展に伴い、企業会計と税務との間に新たな乖離が生じることになるので、日本の税務当局がこれらに柔軟に対応することを要望する。

2-J-3

我々は、日本の税務当局が、タックスヘイブンのルールを見直すことを要望する。
我々は、日本の税務当局に、日本と条約を結んだ国に所在する企業がタックスヘイブンの規制から免除されるような、タックスヘイブンの基準レートの見直し、ないし免除の取扱いの拡大を提案する。

情報通信技術（ICT）

1. ICT 利活用がもたらす社会的利益

- 3-EJ-1: 少子高齢化、介護・医療問題、雇用問題、防犯・防災、エネルギー・環境問題等の社会的課題を克服し、活力ある社会の発展を支援するために ICT の活用を促進すべき。（遠隔医療、テレワーク、イーラーニング、エンターテインメント、等）
- 3-EJ-2: ICT を最大限活用し、一人一人が自己実現を達成し得るための教育環境の実現を促進すべき。子供の情報活用能力の向上や、子供が安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備を進めるため、両政府での協力を推進すべき。また、自他国の文化の理解の充実や、世界最先端の芸術や知識に触れることを可能とするため、両国の文化財や芸術、芸能等について、映像も含めたデジタルアーカイブ化を促進すべき。デジタル化にあたっては、著作者の権利保護に十分配慮すべき。
- 3-EJ-3: 日 EU 間を初めとする人の国際移動に伴って発生する言語の問題を解消し、両国・地域のより一層の交流を促進するため、ICT を活用した多言語情報環境の構築（HP、個々のニーズに反応する知的でユーザーフレンドリーな対話型画面装置等）を両政府によって推進すべき。
- 3-EJ-4: 渋滞解消に伴う CO₂ 排出量の削減等による地球環境への貢献や、交通事故の未然防止や事故後の救助・救急活動の迅速化に向け、ITS の実用化・普及に取り組むべき。各国で実証実験を推進する他、その成果や課題についての情報共有を積極的に推進すべき。

2. セキュリティ（電子政府を含む）

- 3-EJ-5: ICT を最大限活用し、国民や企業が利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現を推進すべき。具体的には、旅券の偽変造対策や安全かつ迅速な空港手続きを目的とした e-パスポートの互換性検証や、港湾利用コスト低減や利便性向上、輸送の確実性向上等に向けた港湾情報化システムの構築に関する情報共有等、両政府の連携を強化すべき。
- 3-EJ-6: 重要インフラ等の社会システムの信頼性・安全性の向上は、問題発生時の国際的な影響の波及を考えると、グローバルに共通の課題である。したがって、国際的な連携が必須であり、政府の取り組みについて、最新の施策の情報共有を密に行い、両地域がより効果的な政策刷新・実施ができるように協力すべきである。また、国民全般への情報セキュリティ意識の啓蒙のため、セキュリティ教育に関するカリキュラムの作成と実践について、産学官連携による取組みを推進すべきである。
- 3-EJ-7: 両政府は、個人情報保護等の課題をバイオメトリクス技術等のセキュリティ技術によって解決し、より一層 ICT の活用を促進すべき。

3-EJ-8: 現状、各地域における企業は情報セキュリティ対策が必須であり、十分な情報セキュリティ対策が行われていない場合、個人情報漏洩等により多額な賠償を背負うリスクを持っている。一方、これらのリスクに対する評価と情報セキュリティ対策状況の開示を進めているのは一部の企業にすぎない。そのため両政府は、企業の情報セキュリティ対策の開示の推進と、開示項目の標準化の必要性について検討すべき。

3. 国際標準化を目指した研究開発の協力

3-EJ-9: 誰もが安全・安心かつ簡単に利用できる次世代ネットワーク技術の実現に向け、国際機関における技術開発や標準化等、両政府の協力を深めるべき。

3-EJ-10: 将来の「デジタルホーム」における統合されたインフラとシームレスなサービスは、消費者への新たな価値として、エンターテインメントと家庭の制御と管理のための新たな機器を結びつける。その成功には相互運用性の確保が非常に重要であり、両政府は本分野の標準化を促進すべき。

3-EJ-11: グローバルレlevance (国際市場性) を考慮した、実質的に国際市場で妥当な標準策定に向けて、国や地域のオプションの最小化に向けて日 EU の標準関連機関の連携強化・支援を行い、国際標準作成において、日 EU が国際的リーダーシップを発揮すべき。

4. ICT の力強い発展を促す規制環境の整備

3-EJ-12: 日 EU は全てのレベルにおいてデジタルコンバージェンスを促進するような規制環境をめざして努力するべきである。デジタルコンバージェンスの発展は、既存の規制を調整する絶好の機会を提供し、また自由化を促進する。よって、政府は可能かつ適切な限り、市場動向に委ねる規制のあり方を採択すべきである。

3-EJ-13: デジタルコンバージェンスの発展はその構成要素に係ってくる。そのため、政府はサービスプロバイダーが統合的なサービスを提供する能力を支援するべきである。消費者にとっては、いつでもどこでも全てのサービスへオープンアクセスできるような規制がなされるべきである。また、日 EU は ICT の設備ベンダーに対して、それぞれの市場への参入を妨げない公平な競争環境の実現を促進すべきである。

3-EJ-14: 将来、消費者は、異なる技術を採用するより多くの異なったプラットフォームから、活用するプラットフォームを選択することが可能となる。例えば、住宅用のビデオ会議システム、三次元インターネットショッピング、インタラクティブ教室といった新しいサービスを市場で利用可能とするため、ブロードバンドのネットワークを必要とするアプリケーションが創出される。したがって、政府は、新しい選択肢となるネットワークの進歩

を規制によって妨げることなく、情報通信分野の競争的発展性を確保すべきである。

3-EJ-15: 新技術、新製品、および新市場の振興のための前提条件は、リスクをとった会社がリターンを得る可能性を持っているということである。イノベーションと投資を実施する際、規制や規制上の不確実性がマイナスの影響をもたらす可能性があるのは明白である。情報通信産業に対して、規定の枠組みを形成する際、政府はイノベーションと投資に明確なインセンティブを与えるべきである。

3-EJ-16: 政府はインターオペラビリティを促進するような政府調達を実施すべきで、とりわけ産業界が開発しサポートしているオープンスタンダードに則ったソリューションを調達すべき。これによって、政府設備がインターオペラビリティの確保に資するようになる。行政は、柔軟な運用、ベンダ非依存、及び相互運用可能なアーキテクチャを目指すべきで、新技術の発展や価値本位の考え方に対応可能であるべき。いかなる調達判断も、ビジネス上の合理性に基づいてなされるべきである（インターオペラビリティ、コスト、機能性、セキュリティ、イノベーション、オープンスタンダードのサポートと将来技術の適用可能性等）。

5. 知的財産権政策

3-EJ-17: 近年、両地域間では、アジア地域における模倣品・海賊版問題に対応するため協調した対応をすすめている。アジア地域の各国は知的財産権保護の努力を進めているが、依然として知的財産権の侵害行為が発生している。両政府は知的財産権の有効な実施を確実にするため、各国の協力を促進させるべき。侵害行為が著しく発生している国に対しては、実際の侵害に関する官民での情報共有を容易にし、権利行使を実効的に行う枠組みを、両政府が連携して提案すべき。

3-EJ-18: 我々は、コンテンツ保護、私的録音録画、及び公平な補償制度に対し、両国政府が積極的に取り組んでいることを理解し、また評価している。本年はこの取り組みが大きく進展することを期待している。我々は、これら分野に関して発表される予定の政府の方針・指針が、コンテンツ保護と利便性のバランスをとる措置につながることを期待する。またその結果、例えば DRM 等によって、保護対策とユーザーフレンドリーが両立されたデジタルプラットフォームにおいて、コンテンツの流通と利用を促進することを期待する。その達成のため、両政府は、問題点とあるべき解決策についての認識を共有すべきである。

以 上

生命科学/バイオテクノロジー(LS&BT)

序 言

生命科学とバイオテクノロジー (LS&BT) に関する第5作業部会 (WP5) は2003年に創設され、今回、3回目の提言を行う。

LS&BT は、健康、食品、生産プロセス、環境、植物等を幅広くカバーしており、経済活動を支える社会基盤の必須要件であるとともに、世界 (地球) の持続性の実現のために重要な役割を期待されている。

1. 全般的な提言

5-EJ-1 2002年に日 EU 両国においてそれぞれ制定された「LS&BT 戦略」における行動計画が両政府の強力なイニシアティブのもと、引き続き推進されること。また、LS&BT の技術進歩と社会の変化に対応して、この行動計画の見直しが確実に行われること。産業界との協調のもと強化されたプロジェクトの事前・事後の評価機能により適切な資源の配分がなされなければならない。さらに、地域内あるいは地域間の人材の流動性を向上させるための手段を政府と産業界は互いに協力しながら検討しなければならない。

5-EJ-2 2005年の提言「5-EJ-2」におけるEUおよび日本でのLS&BTの国民理解の推進に関して、特筆すべき進捗はなかった。政府は、産業界と協力のもと強力な主導により、早急に「国のLS&BT理解推進計画」を策定し、バイオテクノロジー関する国民の理解を加速し効率的に推進するための省庁横断的な本部を設置すべきである。EUと日本の情報の交流はその過程において有意義である。例えば、相互に成功例などの経験を紹介することにより、この問題に関する本質的な課題が明らかにでき、推進に有用である。また、学界の社会科学的なアプローチでの研究を振興し、先端技術のリスクとベネフィットを評価すべきである。

5-EJ-3 政府の研究投資計画において、LS&BTへの研究を優先すること。

- 2005年4月のFP7の初期提案に概説されている、バイオテクノロジー

一研究の重要性を最終提案にも採択すること。

- 日本政府は、2006年の第3期科学技術基本計画に沿って、LS&BT分野に継続的な投資を行うこと。
- LS&BT分野の研究開発は通常発売まで長期間を要することから、この分野の基礎研究への継続的な投資は重要である。また、社会科学や規制科学の分野の一層の投資は、EUや日本で行き詰っているLS&BTのパブリックアクセプタンス（国民の受容）を推進するために必須である。

2. 健康 LS&BT

5-EJ-4 医薬品の価格システムが、イノベーションの障害とならないように、政府と業界の対話の仕組みを確保すること。産業振興施策と価格政策の一貫性が、健康産業の競争力向上のための鍵である。

- 2006年からスタートする「医薬品フォーラム」を奨励し、EUメンバー国においても同様のハイレベルの委員会を設置すること。
- 一貫した産業振興について討議するために、日本において、政府と産業の対話のための公式の委員会を設置することを強く要望する。
- 医療の発展のために必須であると考えられる「医薬品の革新性を反映した価格システム」の実現に向けた対話を強めること。

5-EJ-5 臨床研究への投資を増加し、臨床研究・治験の体制整備を促進すること。政府は、研究プログラムの中で臨床研究への投資を優先的投資対象に位置づけること。また、トランスレーショナル（橋渡し）研究への重点的な支援は、基礎的発見の実用化のために重要である。

5-EJ-6 医薬品の世界同時開発への要求が高まっていることを考慮し、規制の調和を促進すること。臨床データ、特に副作用データ、の取扱いに関して国際的な共通ルールを適応すべきである。バイオシミラーの承認審査については、当局は患者の安全を最優先に確保すべく慎重でなければならない。日本政府は、医薬品医療機器総合機構（PMDA）がその質的および量的能力を強化することを奨励すべきである。

3. 工業/環境 LS&BT(IEB)

5-E-7 欧州委員会および各国政府は、「1829/2003 遺伝子組換え食料・飼料に関する EU 規制」を恒久的に堅持すること。食料や飼料およびその成分やビタミンについて、生産のための発酵過程で、遺伝子組換え微生物（GMM）を密閉系で使うが最終製品には GMM を含まないようなものは、1829/2003 規制の対象外となっており、これを維持すること。

5-EJ-8 産業界がバイオテクノロジーを活用し、より持続可能な生産プロセスに転換するようインセンティブを提供すること。

- 持続可能な生産技術の実施を加速するように、インセンティブとして減税措置や投資優遇措置を講ずること。
- バイオマスの利用やバイオエタノール燃料の生産のためのインフラ整備への財政的援助を講ずること。

5-EJ-9 日本においては、バイオリファイナリーやバイオエタノール、バイオプラスチックなどのバイオテクノロジー・デモ・プロジェクトの推進について進捗が見られた。このような振興策を推進し、これらの事業の商用化を促進するためのさらなる支援策を講ずること。

4. 植物 LS&BT

5-EJ-10 EU および日本の中央政府の GMO（組換え生物）作物に関する現状の規制のフレームワークについて実施を進め徹底すること。

EU において

- EU の法律に従って作られ、欧州食品安全庁（EFSA）から肯定的な安全評価を受けたすべての申請が、過度に遅れることなくタイムリーに承認を受けることを確保するよう委員会に求める。（EU 委員会内の事実上のモラトリアムに従うものではない）。
- EFSA は科学的評価を行う団体としての役割が強化されるべきである。（EFSA は欧州議会、欧州委員会とメンバー国との間の共同決定により設立された。）
- また、「保護条項」に基づく禁止を発動し、科学的正当性なしにこれらの禁止を支援したメンバー国に対して、これらの違法な禁止を直ちに撤回することを確保するよう、委員会に求める。

- (前提条件として) 共生のための欧州広域の法律について、EUにおいて GMO を栽培するための承認と結びつけることは支持しない。2003年7月に委員会が提案した共生のためのガイドラインは、異なった地域や気候条件を反映している。その上、不必要で負担の大きい法律(指令、あるいは規制)は避けられなければならない。
- 委員会は、EUで承認された普通の種の中に含まれるわずかな量の遺伝子組み換え種のために、実用的かつ实际的に標示する閾値を設けるという提案を策定すること。

日本において

- 日本国政府は、国によって安全性が確認され国内での栽培および利用が承認された GMO 作物については、地方公共団体の条例・指針等によって、その利用が規制・遅延・制限されることをなくすための効果的な措置を行うこと。
- 日本国政府は、近い将来の経済の持続的成長のために GMO 作物が重要であることについて全国的な議論を立ち上げ、すべての関係者(ステークホルダー)が積極的に議論に参加するよう奨励すべき。

以上

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル

日本側メンバー (23)

2006年7月10日

(五十音順、敬称略)

小林 陽太郎	富士ゼロックス株式会社 相談役最高顧問 日本側議長	(精密機器)
秋草 直之	富士通株式会社 代表取締役会長	(エレクトロニクス・コンピュータ)
伊佐山 建志	日産自動車株式会社 副会長	(自動車)
石坂 芳男	トヨタ自動車株式会社 相談役	(自動車)
出井 伸之	ソニー株式会社 最高顧問	(エレクトロニクス・家電)
氏家 純一	野村ホールディングス株式会社 取締役会長	(金融)
大橋 光夫	昭和電工株式会社 代表取締役会長	(化学)
岡村 正	株式会社東芝 取締役会長	(エレクトロニクス・家電)
金成 憲道	株式会社三菱東京UFJ銀行 副頭取	(金融)
佐々木 元	日本電気株式会社 代表取締役会長	(エレクトロニクス)
島崎 憲明	住友商事株式会社 代表取締役 副社長	(商社)
関澤 秀哲	新日本製鉄株式会社 代表取締役副社長	(鉄鋼)
辻 亨	丸紅株式会社 取締役会長	(商社)
永山 治	中外製薬株式会社 代表取締役社長	(医薬品)
平井 克彦	東レ株式会社 相談役	(繊維)
福川 伸次	財団法人 地球産業文化研究所 顧問	(シンクタンク)
福原 義春	株式会社資生堂 名誉会長	(化粧品)
古川 一夫	株式会社日立製作所 取締役 執行役社長	(エレクトロニクス)
本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社 取締役相談役	(たばこ・医薬品・食品)
前沢 淳一	三菱重工業株式会社 取締役副社長	(航空・宇宙)
松下 正幸	松下電器産業株式会社 代表取締役副会長	(エレクトロニクス・家電)
茂木 友三郎	キッコーマン株式会社 代表取締役会長	(食品・バイオ)
山田 隆持	日本電信電話株式会社 代表取締役副社長	(通信)

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル

EU-JAPAN BUSINESS DIALOGUE ROUND TABLE

EU側メンバーリスト (26)

List of EU-side Members (26) (仮訳)

as of 10 July 2006

1. ジョルジュ・ジャコブス ユーシービー会長 ベルギー (化学)
Baron Georges JACOBS Chairman of the Board, UCB
(Co-Chairman of the Round Table)
2. ジャン - ピエール・デュブリュ エアーリキッド アジアパシフィック
代表執行役取締役会長兼社長 フランス (化学)
Mr. Jean-Pierre DUPRIEU Senior Vice President, Director, Asia-Pacific,
Air Liquide
3. クリスチャン・グレゴワ アルカテル アジアパシフィック シニア・バイス・プレジデント
フランス (通信)
Mr. Christian GREGOIRE Senior Vice-President Alcatel Asia Pacific, Alcatel
4. アルセロール ルクセンブルグ (鉄鋼)
To be decided ARCELOR SA
5. ジャン・イブ・ル・ガル アリアンスペース CEO フランス (航空・宇宙)
Mr. Jean-Yves LE GALL CEO, Arianespace
6. マルティン・ブルーダーミュラー BASF AG 取締役 ドイツ (化学)
Dr. Martin BRUDERMÜLLER Member of the Board of Executive Directors, BASF AG

7. ウド・エルス
Dr. Udo OELS
- バイエル AG 取締役
Member of the Board, Bayer AG
- ドイツ (医薬品)
8. グンター・ティーレン
Mr. Gunter THIELEN
- ベルテルスマン AG 会長兼 CEO
Chairman and CEO, Bertelsmann AG
- ドイツ (国際メディア)
9. ジャン・ブレッション
Mr. Jean BRECHON
- ブル特別顧問
Special advisor to the CEO (Mr. Dadier Lamouche), Bull
- フランス (電子機器)
10. ハンス・テンペル
Mr. Hans TEMPEL
- ダイムラー・クライスラー日本ホールディング株式会社
社長 CEO
President and CEO, DaimlerChrysler Japan Holding, Ltd.
- ドイツ (自動車)
11. ホルスト・メルヒャー
Dr. Horst MELCHER
- ドイツテレコム株式会社代表取締役社長, 日本カントリー・マネージャー
President and Country Manager Japan,
Deutsche Telekom AG
- ドイツ (通信)
12. リシャール・コラス
Mr. Richard COLLASSE
- 欧州ビジネス協会会長
Chairman, European Business Council (EBC) in Japan
13. トム・ハーディマン
Dr. Tom HARDIMAN
- IBM インターナショナル・トレジャリー・サービス会長
Chairman, IBM International Treasury Services Co.
- アイルランド (金融)
14. ベルトラン・コロソ
Mr. Bertrand COLLOMB
- ラファージュ会長 CEO
Chairman of the Board of Directors, Lafarge
- フランス (建材)
15. ステファノ・ポサティ
Mr. Stefano POSSATI
- マーポス SpA 社長
President, Marposs SpA
- イタリア (機械)

16. パトリック・デ・スメド
Mr. Patrick DE SMEDT
マイクロソフト ヨーロッパ・中東・アフリカ会長
Chairman, Microsoft Europe, Middle-East & Africa (EMEA)
17. ヨルマ・オリラ
Mr. Jorma OLLILA
ノキア代表取締役会長 CEO フィンランド (通信)
Chairman of the Board and CEO, Nokia
18. ルド・スレイジファース
Mr. Ruud SLEIJFFERS
ロイヤル・フィリップス・エレクトロニクス
欧州・中東・アフリカ担当 CEO オランダ (エレクトロニクス)
CEO, Region Europe, Middle East & Africa,
Royal Philips Electronics
19. マルコ・トロンケッティ・プロベラ
Mr. Marco TRONCHETTI PROVERA
ピレリ SpA 会長 CEO 兼テレコムイタリア SpA 会長
イタリア (タイヤ/通信)
Chairman and CEO, Pirelli SpA
and Chairman, Telecom Italia SpA
20. ダニエラ・ムフナ
Ms. Daniela MUCHNA
レッドブル人事・法務部法務担当部長 オーストリア (食品)
Head of Regulatory Affairs, Red Bull GmbH
21. ジャン・フランソワ・デック
Mr. Jean-François DEHECO
サノフィ・アヴェンティス 会長 CEO
フランス (バイオ/医薬品)
Chairman and CEO, Sanofi-Aventis
22. マーク・ヴァサー
Mr. Marc VASSEUR
セローノフランスホールディングス 会長 CEO
Chairman and CEO, SERONO France Holding SA
23. クラウス・ヴッヘラー
Prof. Dr. Klaus WUCHERER
シーメンス AG 取締役執行役員
ドイツ (エレクトロニクス)
Member of the Managing Board, Siemens AG

24. オラフ・ベルリエン
Dr. Olaf BERLIEN
ティッセンクルupp AG 取締役
ドイツ（鉄鋼/エンジニアリング）
Executive Board Member, ThyssenKrupp AG
25. ユシー・ペソーネン
Mr. Jussi PESONEN
UPM キュンメネ代表取締役社長 CEO
フィンランド（製材/製紙）
President and CEO, UPM-Kymmene Corp.
26. ラインホルド・コップ
Mr. Reinhold KOPP
フォルクスワーゲン AG 対政府関係担当全権責任者
ドイツ（自動車）
Plenipotentiary and Head of Corporate Government